別記様式第十一中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第十三中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十四中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2とする。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第百三十七条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「記名及び押印があるもの」を「氏名の記載があるもの」に改める。

様式第一中「印」及び「３．申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削る。

様式第三中「印」及び注意2を削り、注意3を注意2とし、注意4を注意3とする。

様式第五第一面中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2を削り、注意3を注意2とし、注意4を注意3とする。

様式第七中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2を削り、注意3を注意2とし、注意4を注意3とする。

（船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正）

第百三十八条　船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式まで、第五号様式、第七号様式及び第九号様式中「印」及び注3を削る。

第十号様式中「印」及び注2を削り、注3を注2とする。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第百三十九条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則（平成二十五年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式までの様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第七号様式中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

第八号様式中「Signature of Master
船長の署名
」を削る。

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正）

第百四十条　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成二十六年国土交通省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「平成」を「令和」に改め、「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、備考を削る。

（国土交通省関係地域再生法施行規則の一部改正）

第百四十一条　国土交通省関係地域再生法施行規則（平成二十七年国土交通省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

様式第三中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一ずつ繰り上げる。

様式第四中「印」及び注2を削り、注3を注2とする。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第百四十二条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「記名及び押印があるもの」を「氏名の記載があるもの」に改める。

第二十三条中「記名及び押印があるもの」を「氏名の記載があるもの」に改める。

様式第一中「提出者の氏名又は名称　　印」を「提出者の氏名又は名称　　」に、「設計者氏名　　印」を「設計者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2②を削る。

様式第二中「提出者の氏名又は名称　　印」を「提出者の氏名又は名称　　」に、「設計者氏名　　印」を「設計者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

様式第二十二中「届出者の氏名又は名称　　印」を「届出者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2②を削る。

様式第二十三中「届出者の氏名又は名称　　印」を「届出者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

様式第二十七中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に改め、注意2を削り、注意3を注意2とし、注意4を注意3とする。

様式第三十中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に改め、注意1を削り、注意2を注意1とし、注意3を注意2とする。

様式第三十三中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2②を削り、注意2③を注意2②とする。

様式第三十五中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2を削り、注意3を注意2とし、注意4を注意3とする。

様式第三十七中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2②を削る。

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第百四十三条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印並びに」及び備考⑶を削る。

第二号様式中「印並びに」及び備考⑵を削り、備考⑴を備考とする。

第四号様式中「印並びに」及び備考を削る。

（国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正）

第百四十四条　国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二号中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第三号中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第四号中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一ずつ繰り上げる。